

春日部市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

春日部市放課後児童クラブ条例（平成17年条例第94号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後		改正前	
(名称、位置及び定員)		(名称、位置及び定員)	
第3条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。		第3条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
粕壁放課後児童 クラブ	春日部市粕壁東三丁目 2 番19号	粕壁放課後児童 クラブ	春日部市粕壁東三丁目 2 番19号
内牧放課後児童 クラブ	春日部市内牧2415番地 2	内牧放課後児童 クラブ	春日部市内牧2415番地 2
豊春放課後児童 クラブ	春日部市道順川戸37番地 1	豊春放課後児童 クラブ	春日部市道順川戸37番地 1
武里放課後児童 クラブ	春日部市備後西五丁目 <u>1259番地 1</u>	武里放課後児童 クラブ	春日部市備後西五丁目 <u>5</u> <u>番 2号</u>
幸松放課後児童 クラブ	春日部市八丁目353番地 1	幸松放課後児童 クラブ	春日部市八丁目353番地 1
豊野放課後児童 クラブ	春日部市銚子口1087番地	豊野放課後児童 クラブ	春日部市銚子口1087番地
備後放課後児童 クラブ	春日部市備後西三丁目 2 番 1号	備後放課後児童 クラブ	春日部市備後西三丁目 2 番 1号
八木崎放課後児 童クラブ	春日部市中央四丁目 1番 地	八木崎放課後児 童クラブ	春日部市中央四丁目 1番 地
牛島放課後児童 クラブ	春日部市牛島1080番地	牛島放課後児童 クラブ	春日部市牛島1080番地
緑放課後児童ク ラブ	春日部市緑町五丁目 4番 1号	緑放課後児童ク ラブ	春日部市緑町五丁目 4番 1号
上沖放課後児童 クラブ	春日部市大沼五丁目44番 地	上沖放課後児童 クラブ	春日部市大沼五丁目44番 地
正善放課後児童 クラブ	春日部市備後東六丁目 2 番 1号	正善放課後児童 クラブ	春日部市備後東六丁目 2 番 1号
立野放課後児童 クラブ	春日部市南中曾根1074番 地	立野放課後児童 クラブ	春日部市南中曾根1074番 地
宮川放課後児童 クラブ	春日部市新方袋1090番地	宮川放課後児童 クラブ	春日部市新方袋1090番地
藤塚放課後児童 クラブ	春日部市藤塚82番地 2	藤塚放課後児童 クラブ	春日部市藤塚82番地 2
小渕放課後児童 クラブ	春日部市小渕905番地 1	小渕放課後児童 クラブ	春日部市小渕905番地 1

武里南放課後児童クラブ	春日部市大枝89番地2街 区1棟
武里西放課後児童クラブ	春日部市大場822番地1

武里南放課後児童クラブ	春日部市大枝89番地2街 区1棟
武里西放課後児童クラブ	春日部市大場822番地1

附 則

この条例は、平成18年9月1日から施行する。